令和７年度
廃棄物自主管理事業について

神奈川県廃棄物自主管理調整会議
神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市
横須賀市

目次

１　廃棄物自主管理事業とは（概要、対象事業者）

２　提出について（様式、提出方法、提出先、期限）

３　提出書類作成方法・記載例
【様式１→様式３→様式２→様式４,５（補足）】

４　よくある誤り

５　【昨年からの変更点】様式改正について

1　廃棄物自主管理事業とは

1　廃棄物自主管理事業とは①

手引き　P1

排出事業者

◎廃棄物自主管理計画（状況）
報告書（様式1）

◎産業廃棄物処理計画書（様式2,4）

◎産業廃棄物処理計画実施状況
報告書（様式3,5）

提出・報告

情報提供

神奈川県・横浜市・川崎市
相模原市・横須賀市

◎報告書等の集計・分析
◎優れた取組事例の収集
◎パンフレット等の作成
◎フィードバック個票の作成
◎説明会の開催

県内全体での廃棄物の発生抑制、
再生利用及び適正処理等に向けた自主的な取組の促進

1　廃棄物自主管理事業とは②　対象事業者について　手引き　P1

前年度の発生量

	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物
法定多量排出事業者	1,000トン以上		50トン以上
自主	1,000トン未満		50トン未満

法定 → 法定多量排出事業者として法に基づき処理計画等の提出義務あり（廃棄物処理法　第十二条第９項）

自主 → 法定多量排出事業者ではないが提出していただきたい事業者
特に、次に該当する事業場の方は提出を推奨

◎ 令和６年度の産業廃棄物の発生量が800トン以上の事業場
◎ 令和６年度の特別管理産業廃棄物の発生量が40トン以上の事業場

1　廃棄物自主管理事業の手引き

・廃棄物自主管理事業の全体像を把握できる手引き
・令和７年度版は、神奈川県ホームページ「廃棄物自主管理事業」に掲載

ダウンロードはこちら→

〈内容〉

◎届出書類の作成方法・提出等の説明

◎届出書作成等に係るＱ＆Ａ

◎自主管理に係る取組事例

◎昨年度報告書の集計・分析結果

等

1　産業廃棄物適正処理のために

・産業廃棄物の排出事業者が遵守すべき事項をまとめたパンフレットです
・日々の廃棄物の適正処理のためにご活用ください

〈内容〉

◎廃棄物とは
◎排出事業者の責任について
◎排出事業者が遵守すべき事項について
◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰則一覧

等

ダウンロードはこちら→

2　提出について（様式、提出方法、提出先、期限）

2　提出書類の様式

手引き　P3

手引の掲載ページ

提出様式		記載例	説明
様式1	廃棄物自主管理計画（状況）報告書 →廃棄物の自主管理状況に関するチェックシート・アンケート	P.12～25	P.11
様式2	産業廃棄物処理計画書 →今年度の産業廃棄物の処理に関する計画書	P.39～46	P.55～59
様式3	産業廃棄物処理計画実施状況報告書 →昨年度の産業廃棄物の処理計画に対する報告書	P.26～32	P.37～38
様式4	特別管理産業廃棄物処理計画書 →今年度の特別管理産業廃棄物の処理に関する計画書	P.47～54	P.55～59
様式5	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 →昨年度の特別管理産業廃棄物の処理計画に対する報告書	P.33～36	P.37～38

2　提出書類の様式②　様式１ 廃棄物自主管理計画（状況）報告書

手引き P11, 60

様式１ 廃棄物自主管理計画（状況）報告書

◎廃棄物の自主管理状況について報告する届出書
（法的な提出義務はない）

◎フィードバック個票の返送有

【フィードバック個票】
・事業場ごとの廃棄物発生量、減量化・資源化率の推移
・自主管理取組状況
・同業種平均との比較データ

2　提出書類の様式③

様式２ 産業廃棄物処理計画書
様式４ 特別管理産業廃棄物処理計画書

手引き　P4

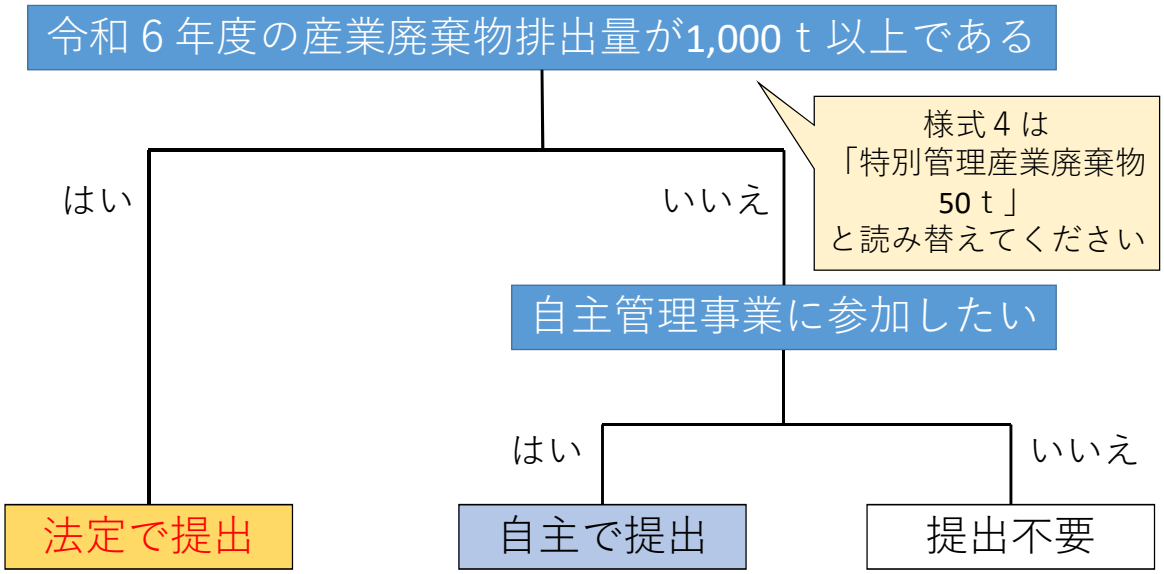

2　提出書類の様式④

様式３ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
様式５ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

手引き　P4

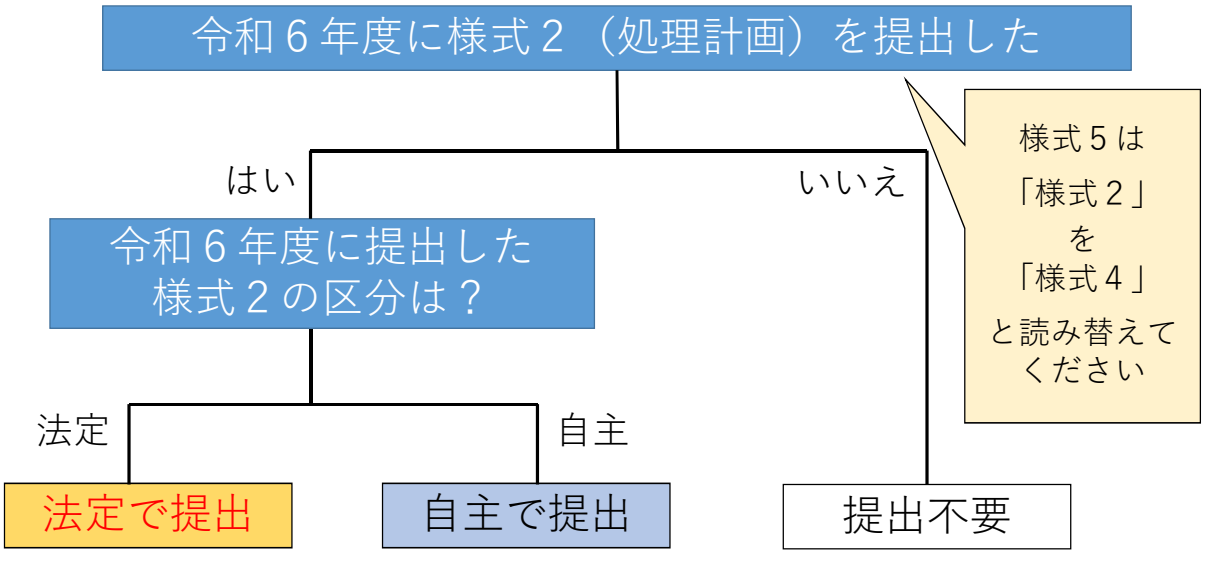

2　提出書類の様式⑤

手引き　P5

令和５年度の産業廃棄物発生量が1,000ｔ以上のため、
「**処理計画**」を作成し令和６年度に提出。区分は「法定」
「**実施状況報告**」を作成し令和７年度に提出。区分は「法定」

	産業廃棄物 発生量(実績値)	様式２ 処理計画	様式３ 実施状況報告
令和５年度	1,200t		
令和６年度	500t	法定	
令和７年度	―	自主	法定
令和８年度	―		自主

当該年度提出様式

令和６年度の産業廃棄物発生量が1,000ｔ未満のため、法定多量排出事業者とはなりませんが、廃棄物自主管理事業に参加。
「**処理計画**」を作成し令和７年度に提出。区分は「自主」
「**実施状況報告**」を作成し令和８年度に提出。区分は「自主」

2　提出書類の作成単位

手引き　P6～7

◎製造業等　⇒　事業場ごとに作成・提出。

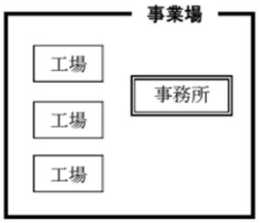

◎建設業等

⇒行政区域単位ごとに作業所（現場）の発生量を把握。
総括的に管理している本店・支店等が、処理計画等を作成・提出。

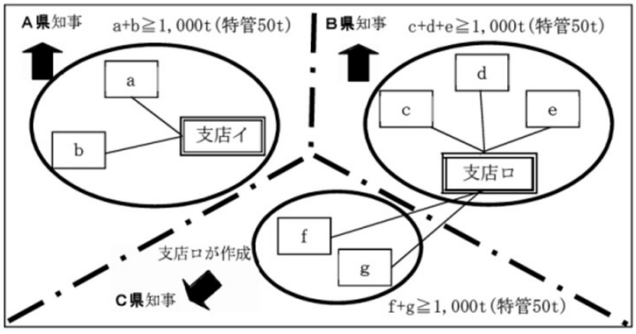

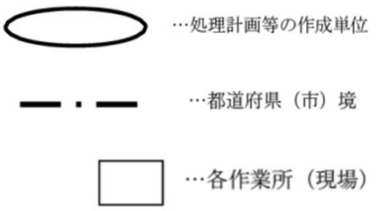

2　提出書類の提出方法①

手引き　P8～9

◎提出様式の入手

神奈川県ホームページ「廃棄物自主管理事業」より、
最新の様式をダウンロードしてください

◎提出ファイル形式

エクセルファイルでご提出ください。（電子申請、CD又はDVD)

※エクセルファイルによる提出が困難である場合には、
書面による提出も可能。

◎提出期限

令和７年６月３０日

2　提出書類の提出方法②

手引き　P9、裏表紙

◎提出先

事業場の所在する「行政機関」に提出してください

※提出先は手引きP9及び裏表紙をご覧ください

◎提出方法

●電子申請・届出システムによる提出

神奈川県ホームページ「廃棄物自主管理事業」の「提出方法」に
各自治体の「電子申請・届出システム」のリンクがあります。

●エクセルファイルを記録したＣＤ又はＤＶＤによる提出

郵送又は持参

2　提出書類の提出方法③

手引き　P8

注意事項

・**社印及び代表者印は絶対に押印しないこと**
・**個人情報等は記載しないこと**

法定多量排出事業者から提出された処理計画等（様式２,３,４,５）は
廃棄物処理法に基づき所管する県・市のホームページに**そのまま公表**されます

◎受理証明等について

エクセルファイルで提出した様式の第１面を印刷したものを同封又は持参していただければ、収受印を押印いたします。

郵送の場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください

3　提出書類作成方法・記載例

3　提出書類の作成方法①

手引き　P3

神奈川県ホームページ「廃棄物自主管理事業」からダウンロード

様式のデータ

2025form1.xlsx	→**様式１**（廃棄物自主管理計画（状況）報告書）
2025form1_2.xlsx	→法定事項等の確認項目（**提出不要**）
2025form2.xlsx	→**様式２**（産業廃棄物処理計画書）
2025form3.xlsx	→**様式３**（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）
2025form4.xlsx	→**様式４**（特別管理産業廃棄物処理計画書）
2025form5.xlsx	→**様式５**（特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書）
2025form6.xlsm	→データ反映・印刷ツール（**提出不要**）

※様式は毎年更新しているため、最新の様式をご使用ください

3　提出書類の作成方法②　様式間反映機能について

手引き　P10

様式１　⇒　様式３　⇒　様式２　の順番で作成すると効率的

→：様式間反映機能

記載する内容	様式１	様式3	様式２
事業場の名称・所在地　等	○	○	○
連絡先		○	○
令和6年度の排出量等の目標値		○	
令和6年度の排出量等の実績値		○	○
令和7年度の排出量等の目標値			○

3　提出書類の作成方法③　様式間反映機能について　手引き　P10

様式間反映機能の注意事項

◎様式1～６は全て**同じフォルダ内に保存して**
作業してください。

◎**ファイル名は変更しないで下さい。**
（「〇〇株式会社2025form3.xlsx」等としない）

3　提出書類の作成方法④　様式１について　手引き　P11～25

【記載内容】
①事業場の基本データ
名称、所在地、業種、自主登録番号等
→　様式間反映機能で他の様式に転記可能

②廃棄物の管理状況の自己評価
適正処理、３Rの取組等を５段階で自己評価

③アンケート
電子マニフェストの使用状況等

3　提出書類の作成方法⑤　様式３について

手引き　P26

◎前年度「（様式２）処理計画」に対する実績報告

◎様式構成

①第１面（様式３）

②別紙一括表（様式３－１）→③を入力すると自動で作成

③別紙処理フロー（様式３－２）

【準備するもの】

◎前年度排出した産業廃棄物（種類ごと）の
「排出量」、「自己中間処理量」、「再生利用前委託量」等

◎前年度に提出した「（様式２）処理計画」の中の【別紙一括表】

3　提出書類の作成方法⑥　様式３ 第１面

手引き　P26

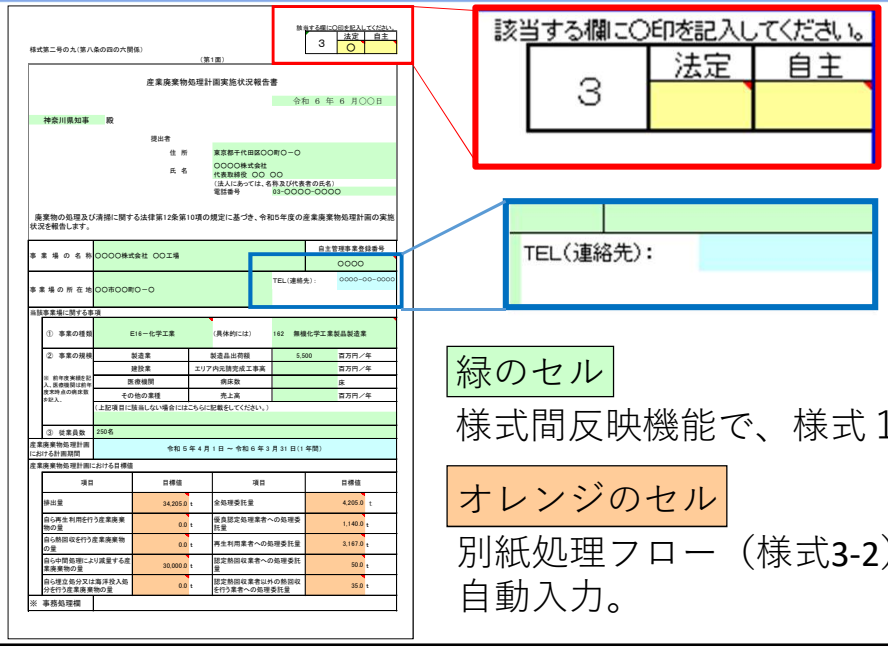

緑のセル

様式間反映機能で、様式１から転記可

オレンジのセル

別紙処理フロー（様式3-2）を入力すると、自動入力。

3　提出書類の作成方法⑦　様式３　別紙処理フロー　手引き　P27

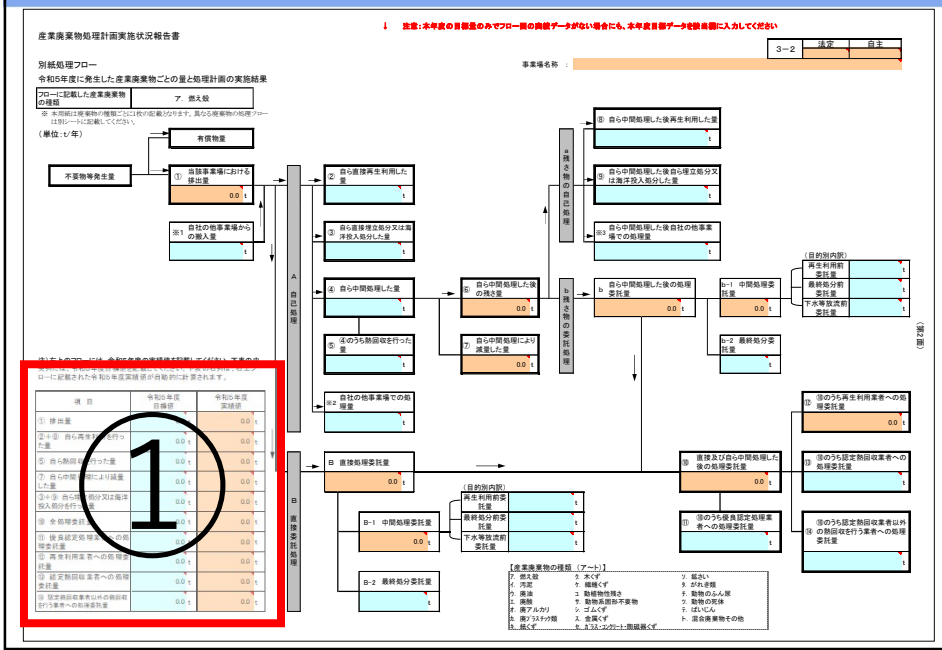

水色のセル

入力する

オレンジのセル

入力しない

3　提出書類の作成方法⑧　様式３　別紙処理フロー　手引き　P27

項　目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値
①　排出量	0.0 t	0.0 t
②+⑧　自ら再生利用を行った量	0.0 t	0.0 t
⑤　自ら熱回収を行った量	0.0 t	0.0 t
⑦　自ら中間処理により減量した量	0.0 t	0.0 t
③+⑨　自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t	0.0 t
⑩　全処理委託量	0.0 t	0.0 t
⑪　優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
⑫　再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
⑬　認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
⑭　認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t

水色のセル
→　前年度目標値

前年度の様式２「処理計画」に記載した目標値を記入。

オレンジのセル
→　前年度実績値

別紙処理フロー（様式3-2）を入力すると、自動入力。

3　提出書類の作成方法⑨　様式３　別紙処理フロー　手引き　P27

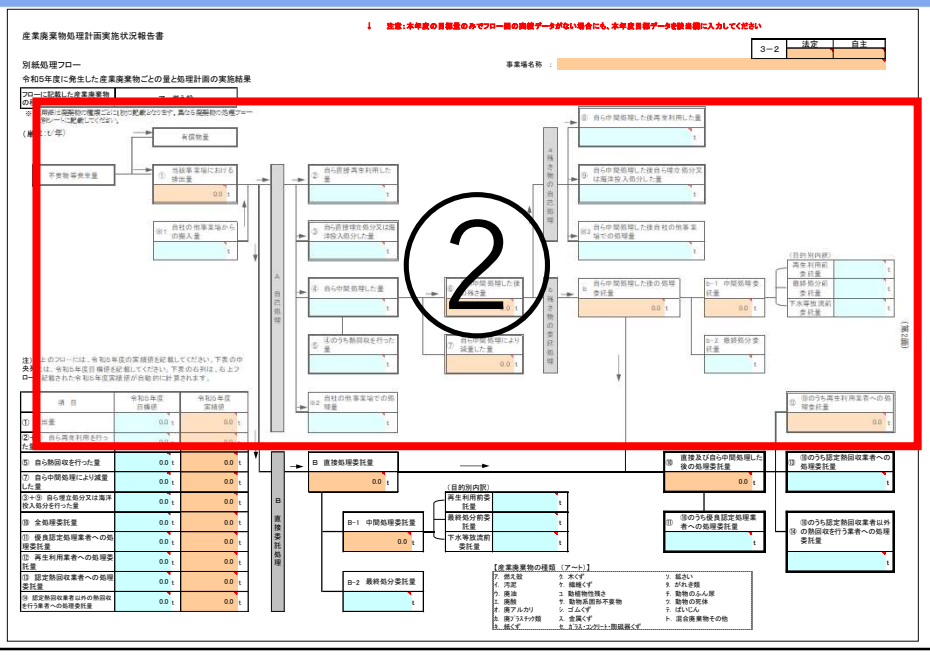

水色のセル

↓

入力する

オレンジのセル

↓

入力しない

3　提出書類の作成方法⑩　様式３　別紙処理フロー　手引き　P27

フローの上半分 ➡ 自己処理について記載

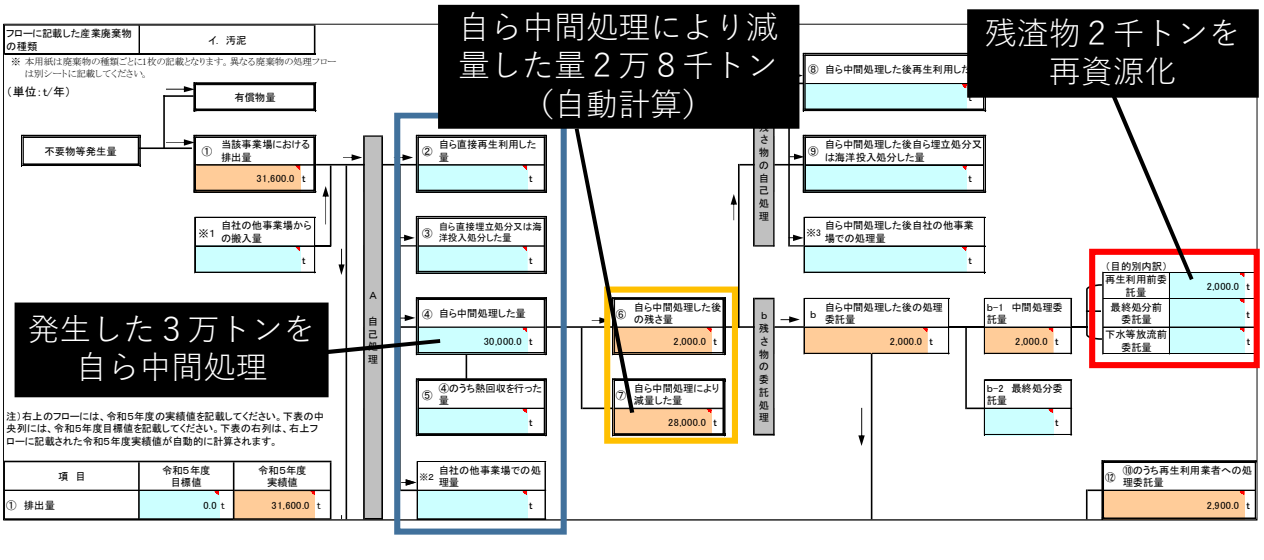

3　提出書類の作成方法⑪　様式３　別紙処理フロー　手引き　P27

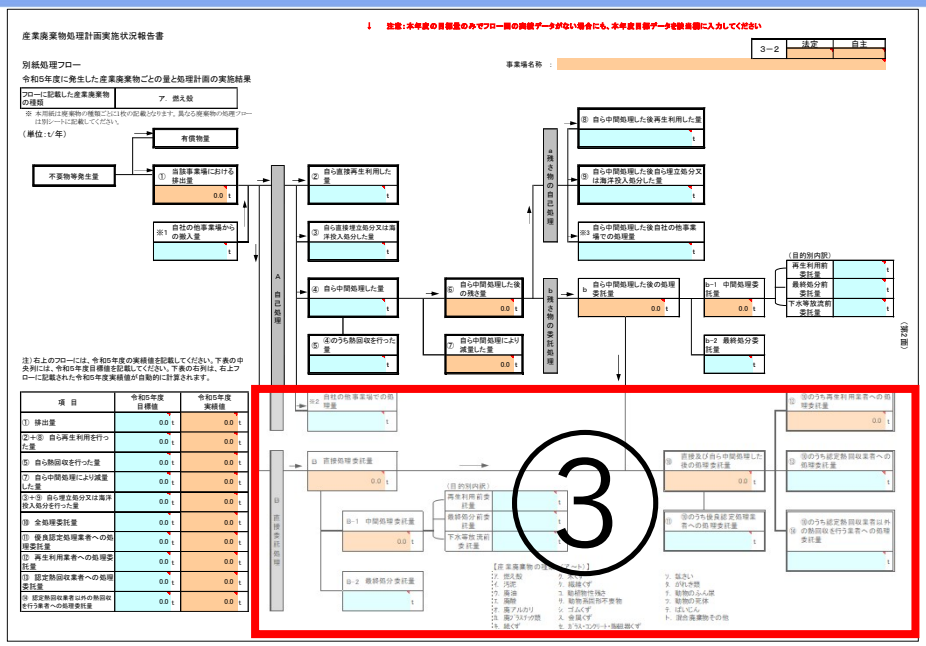

3　提出書類の作成方法⑫　様式３　別紙処理フロー　手引き　P27

フローの下半分　➡　委託処理について記載

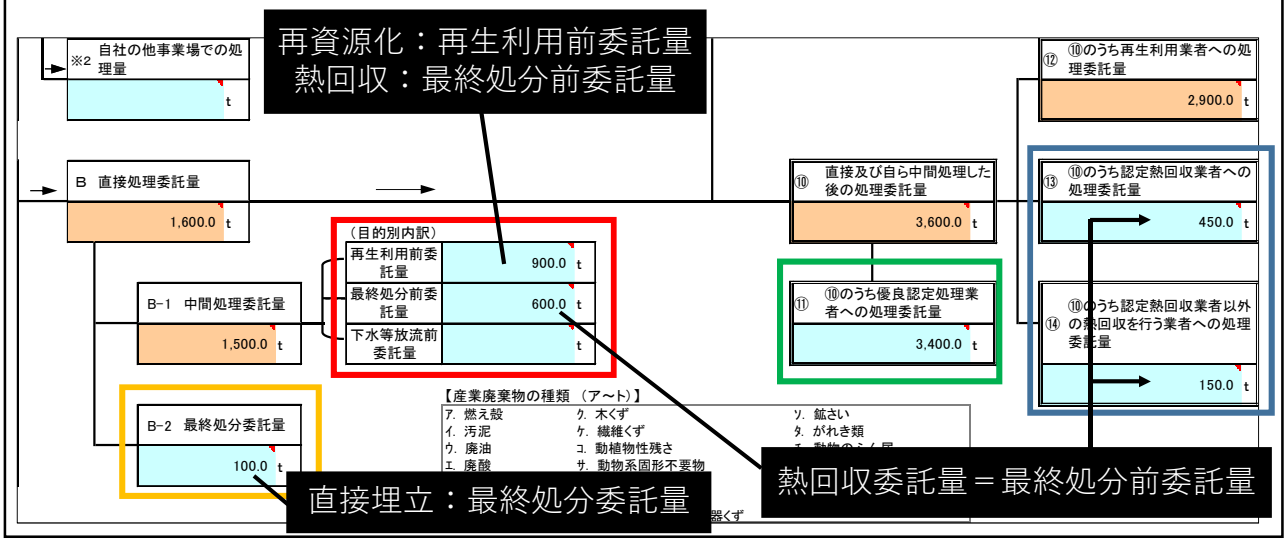

3　提出書類の作成方法⑭　様式２について

手引き　P39

◎提出年度の数値目標や取組目標を策定する

◎様式構成

①第１～５面（様式２）

②別紙一括表（様式２－１）→③を入力すると自動で作成

③別紙処理フロー（様式２－２）

【準備するもの】

◎前年度排出した産業廃棄物（種類ごと）の
「排出量」、「自己中間処理量」、「再生利用前委託量」等

3　提出書類の作成方法⑮　様式２　第１～５面

手引き　P39～43

◎事業場の基本情報（緑色セル）

→　様式間反映機能で自動転記

◎廃棄物排出量実績値・目標値（オレンジ色セル）

→　別紙処理フローを入力すると自動入力

◎処理工程、管理体制、廃棄物に係る取組について

→　現状と計画について記載　（水色セル）

3　提出書類の作成方法⑯　様式２　別紙処理フロー　手引き　P45

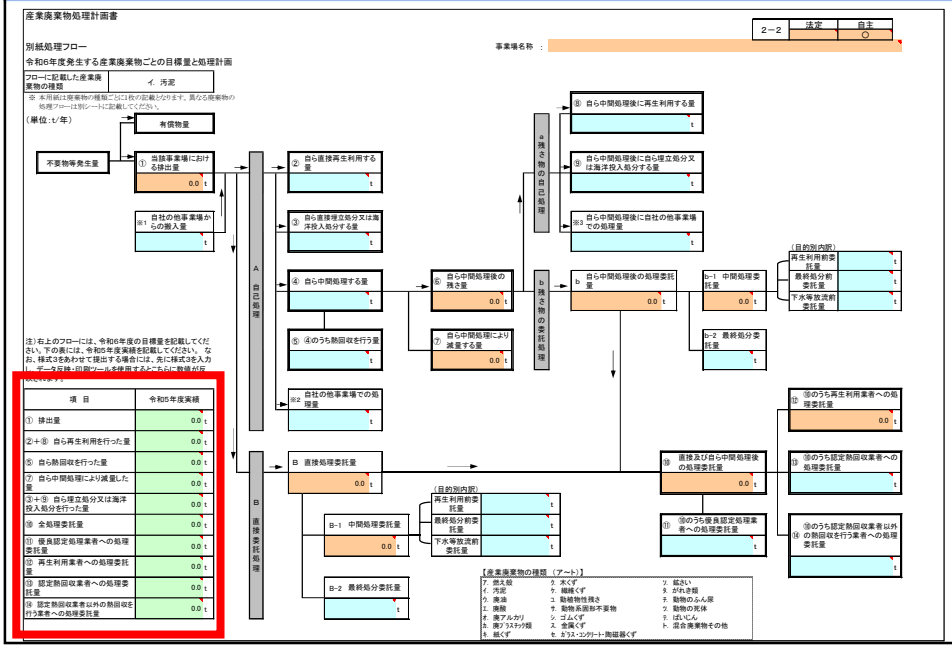

水色のセル

入力する

オレンジのセル

入力しない

3　提出書類の作成方法⑰　様式４,５　補足　手引き　P33～36、P47～54

◎作成手順は様式２,３と同様

【様式２,３との相違点】

・産業廃棄物　→　特別管理産業廃棄物

・1,000トン以上　→　50トン以上

・**「電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項」**の記載

電子マニフェストの義務化

【対象者】
特別管理産業廃棄物を年間50トン以上（ＰＣＢ廃棄物を除く）排出する事業者

【記載内容】
電子マニフェストの使用に関する取り組みを記載。
ＰＣＢ廃棄物を除くと年間排出量が５０トン未満となる場合は、その旨を記載。

4　よくある誤り

4　よくある誤り①　「区分」の不整合

手引き　P66

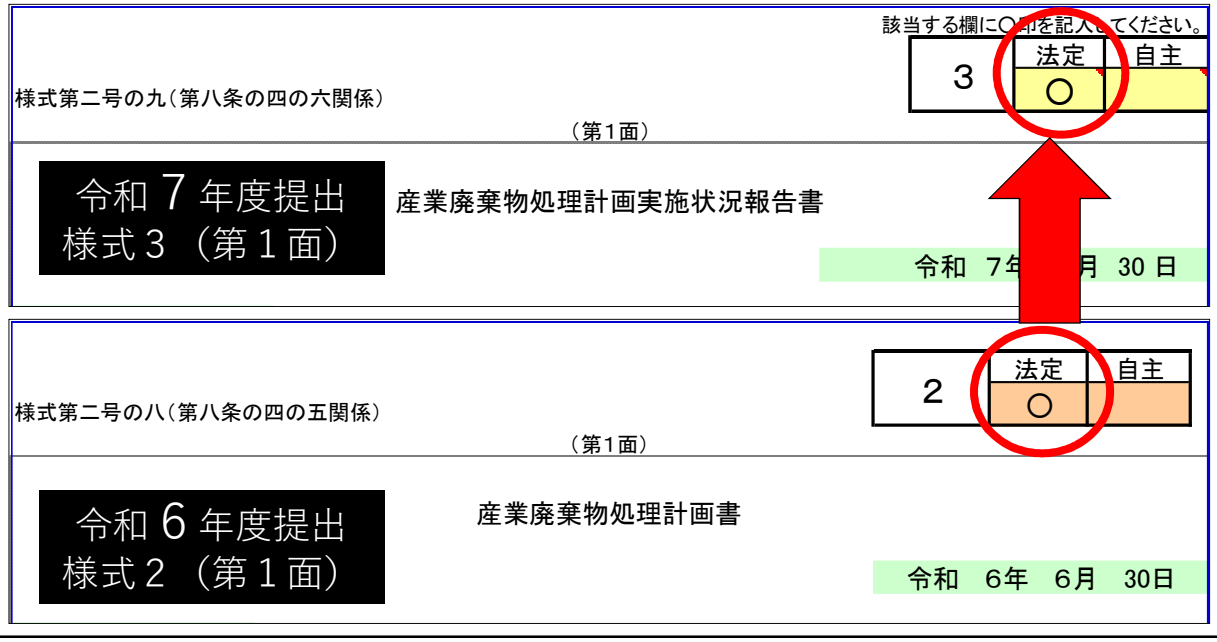

4　よくある誤り②　目標数値の不整合

手引き　P67

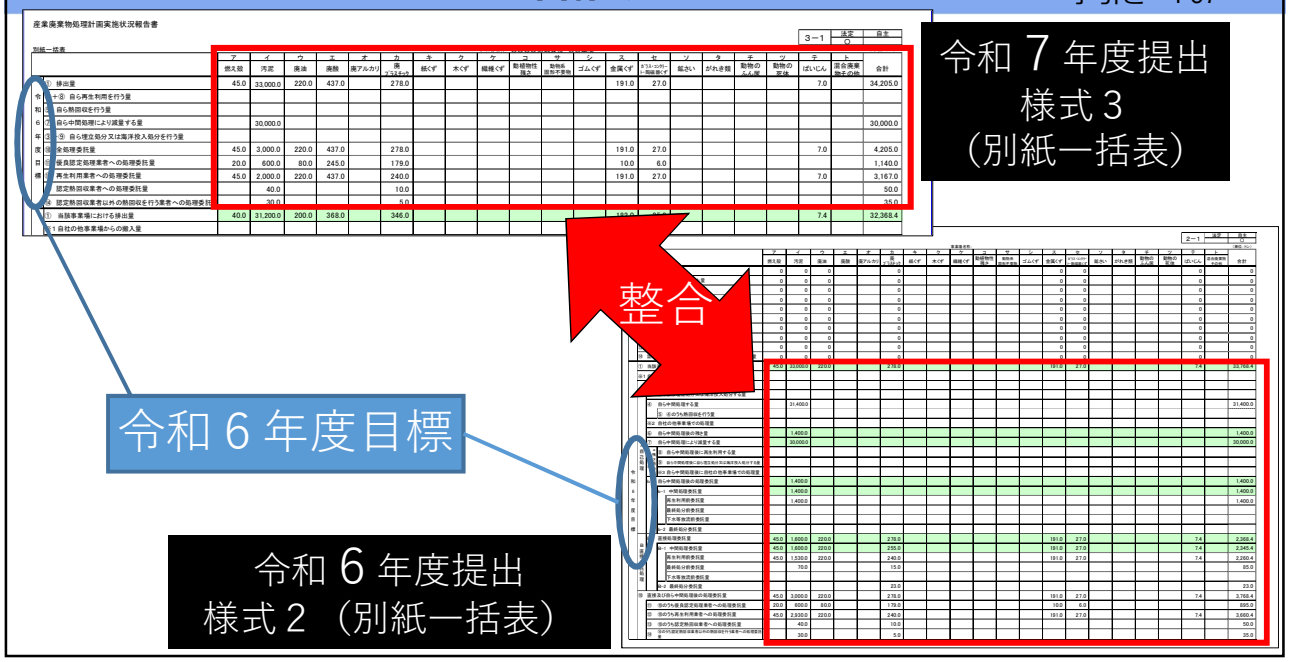

4　よくある誤り③　実績数値の不整合

手引き　P68

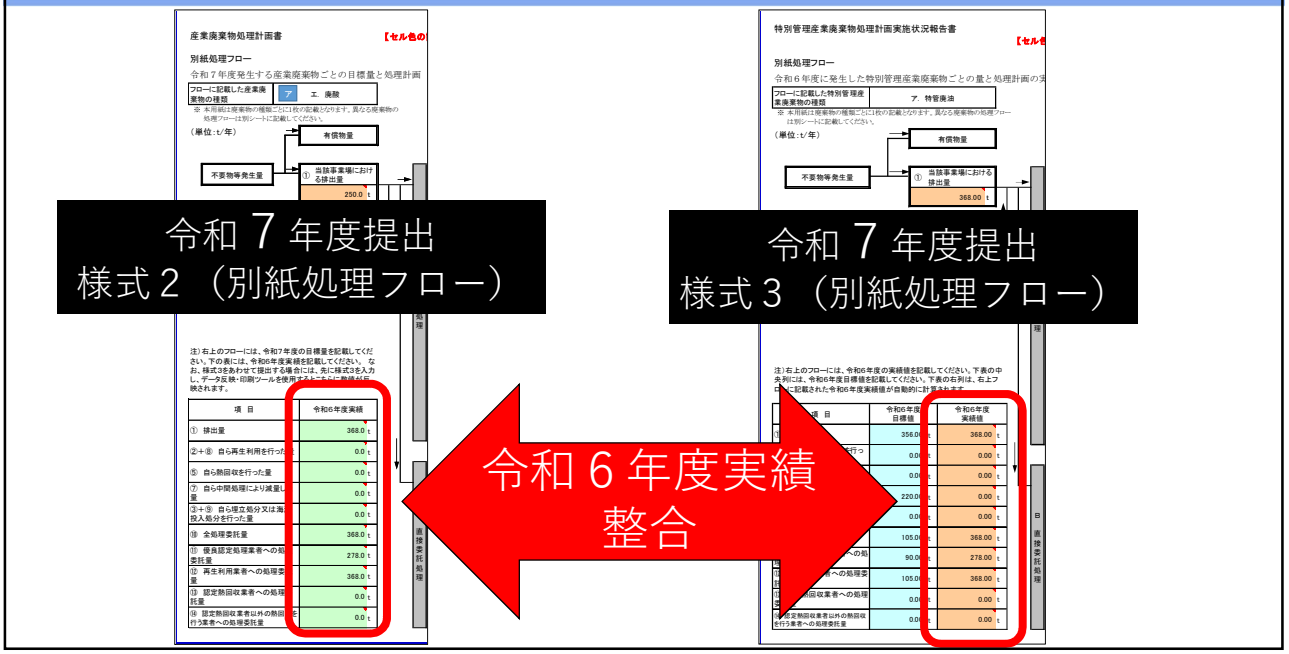

4　よくある誤り④　委託処理量の不整合　手引き　P69

令和７年度提出　様式２～５（別紙処理フロー）

⑩直接及び自ら中間処理後の処理委託量 ≧

「⑫再生利用業者への処理委託量」
＋
「⑬認定熱回収業者への処理委託量」
＋
「⑭認定業者以外の熱回収業者への委託量」

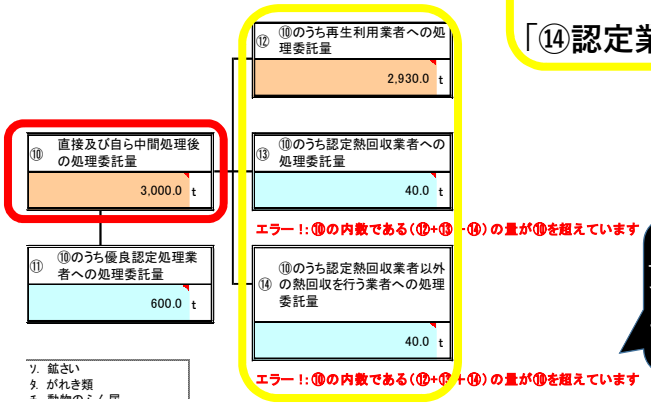

黄色の合計の方が大きいと、
エラーメッセージが出ます。

4　よくある誤り⑤　「一連の処理の工程」の不整合　手引き　P70

令和７年度提出　様式２、４

③ 従業員数	250名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 ※ 産業廃棄物の種類ごとに記入	○燃え殻⇒コンクリート固形化⇒埋立 ○汚泥⇒焼却⇒埋立 ○廃油⇒油水分離⇒助燃剤 ○廃酸⇒焼却⇒埋立 ○廃プラスチック類⇒破砕・圧縮⇒再資源化 ○金属くず⇒破砕⇒再資源化 ○ガラス・コンクリート・陶磁器くず⇒破砕⇒再資源化 ○ばいじん⇒薬注入固化⇒再資源化

整合

「別紙処理フロー」に記載した｛廃棄物の種類／処理の内容

5 【昨年からの変更点】様式改正について

5 【昨年からの変更点】様式改正について

手引き　P30

プラスチック資源循環法（令和４年４月施行）

プラスチック多量排出事業者
（前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が２５０トン以上である排出事業者）
- 排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定める。
- 排出量及び目標の達成状況を公表する（努力義務）

排出事業者（プラスチック多量排出事業者を除く。）
- 排出量と、排出の抑制及び再資源化等の状況を公表する（努力義務）

プラの再資源化、熱回収の状況を把握する必要性

様式３（実施状況報告書）の廃プラスチック類の再生利用の項目を
マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、燃料化、その他に区分

5 【昨年からの変更点】様式改正について

手引き　P32

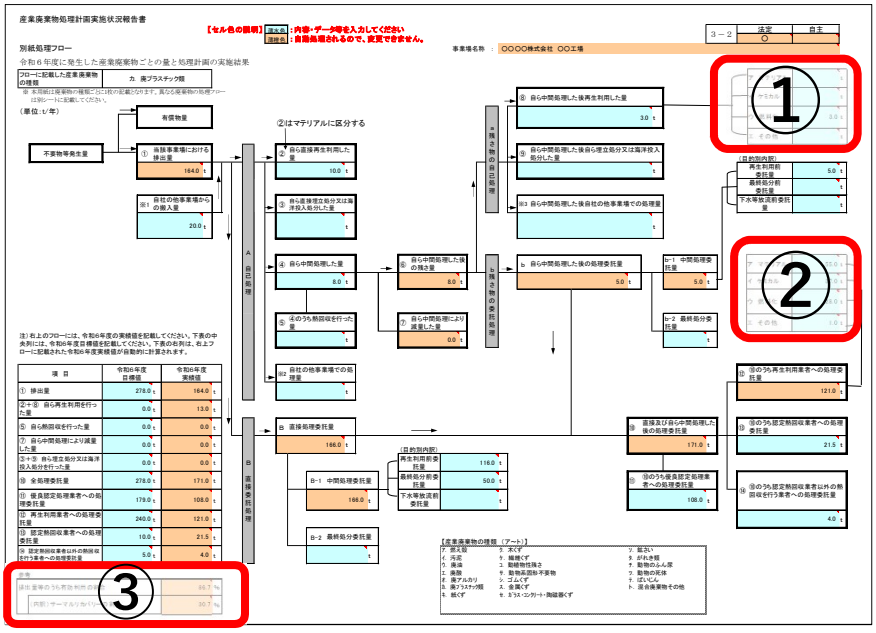

①自ら再生利用した量の内訳

②委託して再生利用した量の内訳

③排出量等のうち有効利用の割合

5 【昨年からの変更点】様式改正について

手引き　P31～32

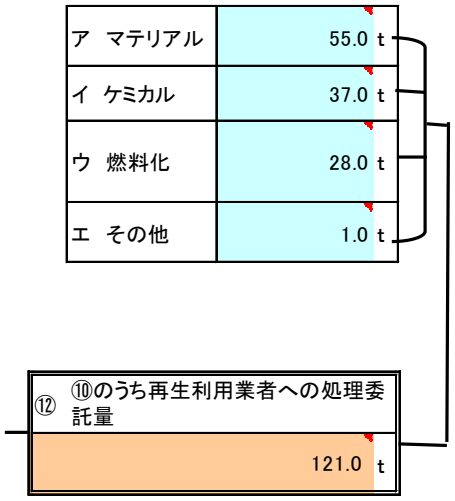

ア　マテリアル	①プラ原料化 ②プラ製品化
イ　ケミカル	①原料・モノマー化 ②高炉還元剤 ③コークス炉化学原料化 ④ガス化・油化（RPF ガス化含） （化学原料としての利用）
ウ　燃料化	①固形燃料化（RPF 化など） ②セメント原・燃料化 （セメント精製過程における燃料使用のみ） ③ガス化・油化（燃料としての再生）
エ　その他	焼却して、焼却灰を路盤材等に再利用する場合等

5 【昨年からの変更点】様式改正について

手引き　P31～32

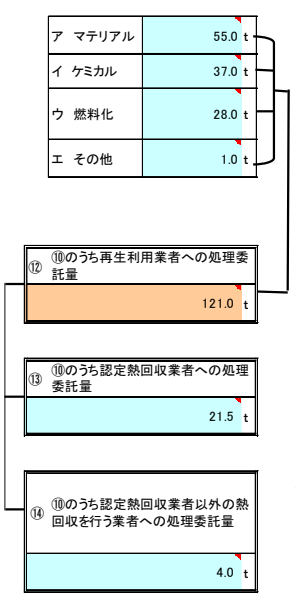

ここに熱回収は入りません！

熱回収は今までどおり、「熱回収業者への処理委託量」に入力。

1　廃棄物自主管理事業とは①

手引き　P1

◎事業者による廃棄物の発生抑制・再生利用等の自主的な取組みを促進

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が協働

自主管理事業

法定　**多量排出事業者**

産業廃棄物　年間1,000トン以上

特別管理産業廃棄物　年間50トン以上

自主　**法律で義務付けられていない、県内のすべての事業者に参加を呼び掛け**

義務

産業廃棄物処理計画書

- **作成**
- **実施状況報告**

自主

2　産業廃棄物について

産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物で **法律で定められた２０品目の廃棄物**
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律※　第三条　（事業者の責務）
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

※以降の説明では「廃棄物処理法」といいます

2　産業廃棄物の発生量

手引き　P62

発生量の把握にあたっては次の点に注意してください

本事業が対象とする廃棄物は**産業廃棄物**です
業種限定のある産業廃棄物については、限定業種以外から発生した場合は**一般廃棄物**となるため、報告の対象外です

例）紙くず

・建設業に係るもの
（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）
・パルプ製造業　・製紙業
・紙加工品製造業　・新聞業
・出版業　・製本業
・印刷物加工業

から生じた　⇒　**産業廃棄物＝対象**

・上記以外の業種

から生じた　⇒　**一般廃棄物＝対象外**

発生量の捉え方について②

発生量は排出事業者が設置する事業場において生じた産業廃棄物の量であり、処理を委託した量だけではなく当該事業場内で**自ら直接再生利用した量**や**自ら中間処理した量**等を含みます

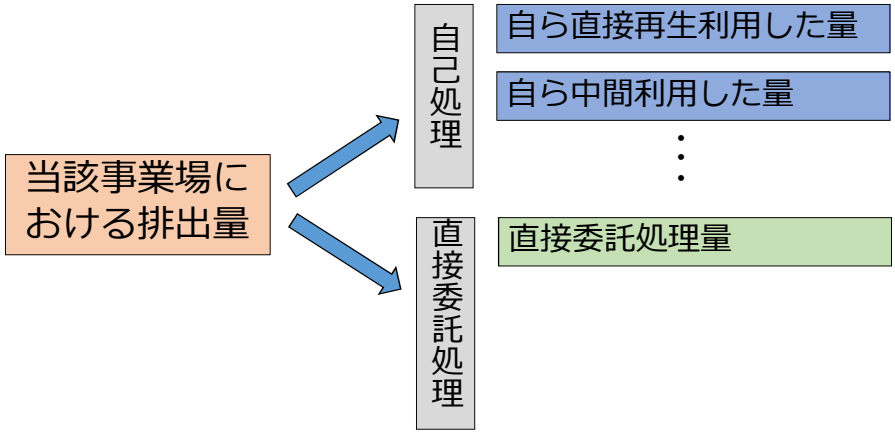

発生量の捉え方について③

手引き　P63

汚泥は脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、
発生量の把握時点は
次のとおりとしてください

① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合はその脱水・乾燥工程の後の重量とする

② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥ととらえられる場合はその脱水・乾燥工程の前の重量とする

③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合はその発生時点での重量とする

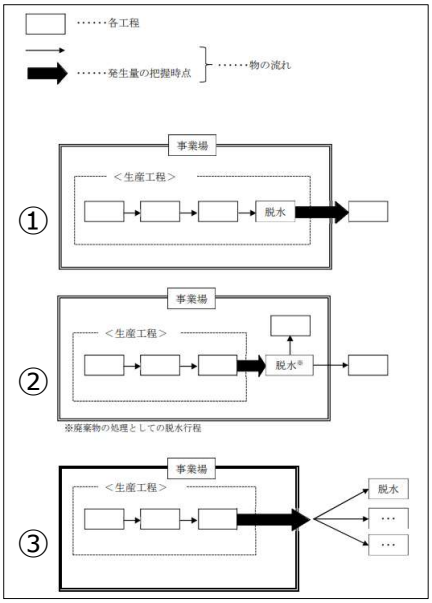

2　提出書類の作成単位①

手引き　P6

◎製造業等の場合　⇒事業場ごとに作成・提出。

・同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができます（この場合は所管の行政機関にご相談ください）

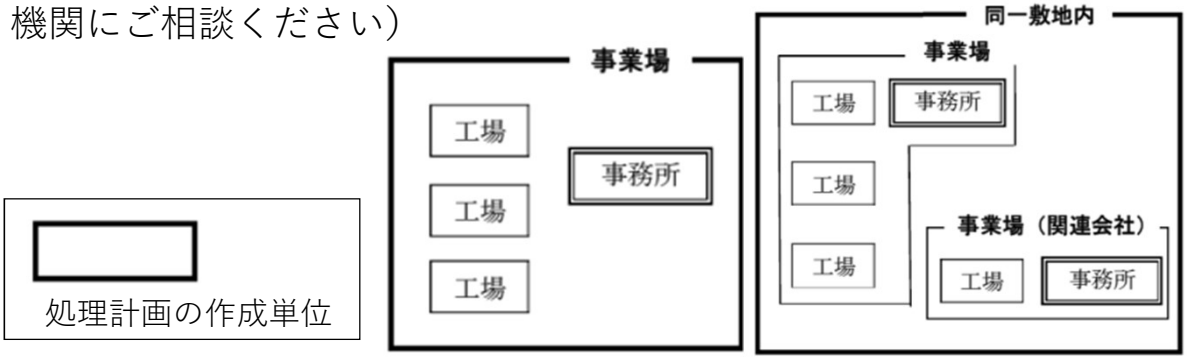

2　提出書類の作成単位②

手引き　P6

◎製造業等の場合　⇒事業場ごとに作成・提出。

・事業者が同一の行政区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかを判断します

・当該年度に存在しない事業場に処理計画等の作成義務は生じません

2　提出書類の作成単位③

手引き　P7

◎建設業等の場合

⇒行政区域単位ごとに作業所（現場）の発生量を把握。
　総括的に管理している本店・支店等が、処理計画等を作成・提出。

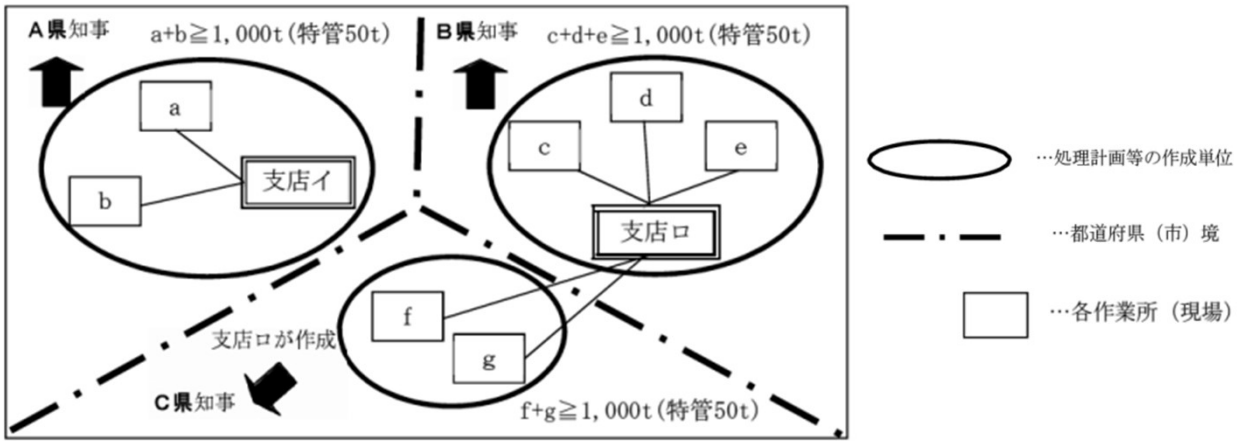

3　提出書類の作成方法⑬　様式３　別紙一括表

手引き　P29

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

別紙一括表

		ア 燃え殻	イ 汚泥	ウ 廃油	エ 廃酸	オ 廃アルカリ	カ 廃プラスチック	キ 紙くず	ク 木くず	ケ 繊維くず	コ 動植物性残さ	サ 動物系固形不要物	シ ゴムくず	ス 金属くず	セ ガラス・コンクリート陶磁器くず	ソ 鉱さい	タ がれき類	チ 動物のふん尿	ツ 動物の死体	テ ばいじん	ト 混合廃棄物その他	合計
令和5年度実績	① 排出量		0																			0
	②+⑧ 自ら再生利用を行う量		0																			0
	⑤ 自ら熱回収を行う量		0																			0
	⑦ 自ら中間処理により減量する量		0																			0
	③+⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量		0																			0
	⑩ 全処理委託量		0																			0
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量		0																			0
	⑮ 再生利用業者への処理委託量		0																			0
	⑲ 認定熱回収業者への処理委託量		0																			0
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0																			0
	① 当該事業場における排出量		31,600.0																			31,600.0
	※1 自社の他事業場からの搬入量																					
	② 自ら直接再生利用した量																					
	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量																					
	④ 自ら中間処理した量		30,000.0																			30,000.0
	⑤ ④のうち熱回収を行った量																					
	※2 自社の他事業場での処理量																					
	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量		2,000.0																			2,000.0
	⑦ 自ら中間処理により減量した量		28,000.0																			28,000.0
	A 自ら処理 ⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量																					
	A 自ら処理 ⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量																					
	A 自ら処理 ※3 自ら中間処理した後自社の他事業場での処理量																					
	b 自ら中間処理した後の処理委託量		2,000.0																			2,000.0
	b-1 中間処理委託量		2,000.0																			2,000.0
	再生利用前委託量		2,000.0																			2,000.0
	最終処分前委託量																					
	下水等放流前委託量																					
	b-2 最終処分委託量																					
	B 直接処理委託量		1,600.0																			1,600.0
	B-1 中間処理委託量		1,500.0																			1,500.0
	再生利用前委託量		900.0																			900.0
	最終処分前委託量		600.0																			600.0
	下水等放流前委託量																					
	B-2 最終処分委託量		100.0																			100.0
	⑱ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量		3,600.0																			3,600.0
	⑪ ⑱のうち優良認定処理業者への処理委託量		3,400.0																			3,400.0
	⑮ ⑱のうち再生利用業者への処理委託量		2,900.0																			2,900.0
	⑲ ⑱のうち認定熱回収業者への処理委託量		450.0																			450.0
	⑱のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		150.0																			150.0

様式２　第１面

手引き　P37

様式第二号の八（第八条の四の五関係）　（第1面）

2	法定	自主
		○

産業廃棄物処理計画書

令和６年６月○○日

神奈川県知事　殿

提出者
住所　東京都千代田区○○町○－○
氏名　○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　03-○○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	○○○○株式会社　○○工場	自主管理事業登録番号：○○○○
事業場の所在地	○○市○○町○－○	TEL（連絡先）：0000-00-0000
計画期間	令和６年４月１日～令和７年３月31日（１年間）	

特別産業廃棄物に関する事項

① 事業の種類	E16－化学工業（具体的には）：162　無機化学工業製品製造業		
② 事業の規模	製造業	製造品出荷額	5,500 百万円
	建設業	エリア内元請完成工事高	百万円
	医療機関	病床数	床
	その他の事業	売上高	百万円
	（上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。）		
③ 従業員数	250名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○燃え殻⇒コンクリート固形化⇒埋立 ○汚泥⇒脱水⇒埋立 ○廃油⇒油水分離⇒助燃剤 ○廃酸⇒中和⇒埋立 ○廃プラスチック類⇒破砕・圧縮⇒再資源化 ○金属くず⇒破砕⇒再資源化 ○ガラス・コンクリート・陶磁器くず⇒破砕⇒再資源化 ○がれき⇒選主入居⇒再資源化		

⇒区分：別紙処理フローに令和5年度実績を入力することで「法定」「自主」の区分が自動表示されます

提出者：本社の代表者又は作成単位となった事業場の代表者（工場長、支店長等）

事業場の名称：作成単位となった事業場の名称

事業場の所在地：作成単位となった事業場の所在地

自主管理事業登録番号：前年度の届出書やフィードバック個票を見て記入してください
※県内で新規に提出する場合は新規と記入

事業の種類：日本標準産業分類の該当する事業の種類

事業規模：製造品出荷額、建設工事元請完成工事高等の事業規模が分かるような前年度の実績

従業員数：処理計画の作成単位となった事業場の従業員数

これらの項目は様式間反映機能を利用すると様式１から自動的に転記することができます

連絡先：連絡先を記入

様式間反映機能を利用すると様式２に自動的に転記することができます

産業廃棄物の一連の処理の行程：全ての産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程を記載

様式２　第２面

手引き　P38

◎産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

・産業廃棄物処理に関する管理組織図、教育・研修、情報公開等について記載します
※役職者の氏名等の個人情報等は記載しないでください。
・Excelファイルに図表等を貼り付けられない場合は、別紙として資料を提出してください

◎産業廃棄物の排出抑制に関する事項

①現状【前年度実績】
②計画【当該年度目標】
・排出量は処理フロー（様式２－２）から自動集計されます
・取組内容の具体例は手引きP38参照

◎産業廃棄物の分別に関する事項

・分別を実施（予定）している廃棄物の種類と取組内容を記載します
・取組内容の具体例は手引きP38参照

様式２　第３～５面

手引き　P39～41

◎自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

◎自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

◎自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状【前年度実績】
②計画【当該年度目標】
・排出量は処理フロー（様式２－２）から自動集計されます
・取組内容の具体例は手引きP39～40参照

◎産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状【前年度実績】
②計画【当該年度目標】
・排出量は処理フロー（様式２－２）から自動集計されます
・「優良認定処理業者」、「再生利用業者」、「熱回収業者」を利用した（する）状況を反映します
・取組内容の具体例は手引きP40～41参照

様式２－２（別紙処理フロー）①

手引き　P43

◎廃棄物の種類ごとに該当する品目のシートを開いて水色のセルに入力します
◎様式３－２と同様に当該年度の自己処理量や処分委託量等を入力します

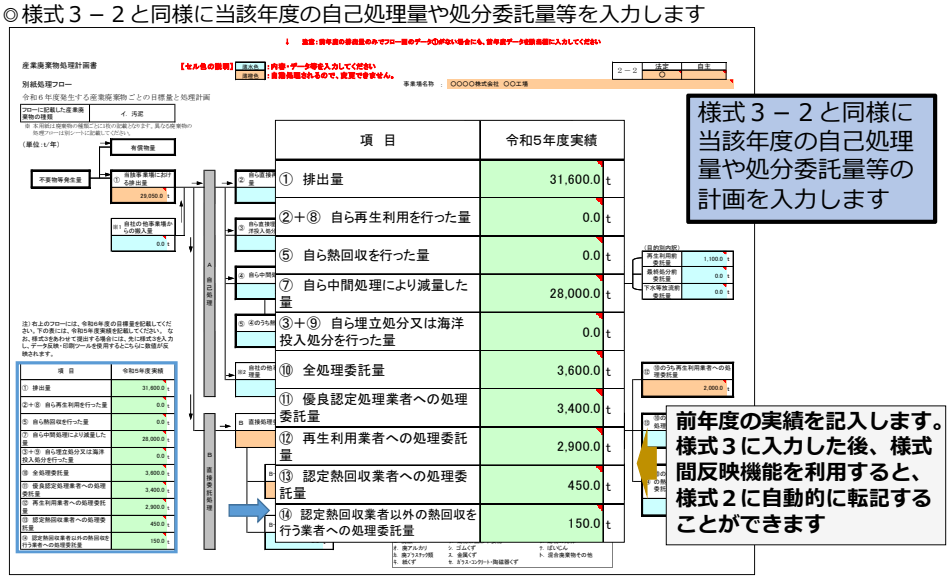

様式３－２と同様に当該年度の自己処理量や処分委託量等の計画を入力します

前年度の実績を記入します。様式３に入力した後、様式間反映機能を利用すると、様式２に自動的に転記することができます

3　提出書類の作成方法⑲　様式５　補足

手引き　P28

◎基本的な作成手順は様式３と同様です。様式３の説明中
　産業廃棄物　　→　特別管理産業廃棄物
　1,000トン以上　→　50トン以上（PCB廃棄物を除く）と読み替えてください

◎電子マニフェストの義務化に連動し、様式３には無い項目として
「電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項」も記載します

電子情報処理組織の使用に関する事項（電子マニフェストの使用に関する事項）			
特別管理産業廃棄物排出量 （ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ廃棄物を除く。）	前々年度（令和4年度）	1,941.60	t ①
	前 年 度（令和5年度）	532.00	t ②
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）			
既に電子マニフェストを導入している。　③			
※　事務処理欄			

①PCB廃棄物を除いた特別管理産業廃棄物の排出量を記載します

②PCB廃棄物を除いた特別管理産業廃棄物の排出量
※当該セルの排出量は自動入力されるため、入力不要です

③電子マニフェストの使用に関する取組を記載します
例）・電子マニフェストに加入し、特管産廃の処理委託時には
　　電子マニフェストを使用した
※ＰＣＢ廃棄物を除くと排出量が５０トン未満であった場合は、その旨を記載します

電子マニフェストについて

電子マニフェストについて

排出事業者は、紙マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストを利用することができます
また、電子マニフェストを利用する場合には、多くのメリットがあります

①毎年６月３０日までに提出する「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出が不要となります
※情報処理センターが排出者に代わって、各行政機関に報告をします
②排出事業場によるマニフェストの５年保存が不要となります。
※情報処理センターがマニフェストを保存します
③マニフェストの記載漏れの防止となります

廃棄物自主管理事業の取組の一環として、「電子マニフェスト操作研修会」を実施しています
■令和５年度実施実績
①令和５年１１月２２日（水）川崎会場で実施
②令和５年１１月２９日（水）川崎会場で実施

電子マニフェスト使用が一部義務化されています

◎前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務となっています（令和２年４月１日から）

◎令和６年度の義務対象になるのは、令和４年度において特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が50トン以上の事業場を設置している排出事業者です（前々年度の発生量が基準になります）

対象事業者で電子マニフェストを使用していない場合は、早急にご対応ください

廃棄物自主管理に係る取組事例

廃棄物自主管理に係る取組事例　手引き　P83

廃棄物自主管理に係る取組をより一層推進して頂くため、事業者の皆様の
廃棄物の管理体制や発生抑制、再生利用等に向けた優れた取組事例を紹介しています。
令和５年度は次の２つの事業者様に取組事例を伺いました

◎医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院　様
「廃棄物排出量の周知と分別による廃棄量・処理料金の削減」

◎キリンビール株式会社 横浜工場　様
「副産物・廃棄物の再資源化１００%維持・減容化による廃棄物の発生抑制」

「廃棄物自主管理の手引き」に掲載

また、過去に紹介したものも含めて、取組事例は神奈川県ホームページ「廃棄物自主管理事業」に掲載していますので、こちらも是非ご覧ください

廃棄物自主管理事業　検索